

## 平成 29 年 9 月 28 日（木曜日）午前 9 時 30 分 開 議

### 1、 出席議員

1 番（岡野能之君）	2 番（岡本経治君）	3 番（濱野良一君）
4 番（高橋正博君）	5 番（木場隆司君）	6 番（母倉正人君）
7 番（福本耕太君）	8 番（濱中幸三君）	9 番（山崎勝義君）
10 番（川本貴也君）	11 番（佐々木邦久君）	12 番（井上正清君）

### 2、 欠席議員 なし

### 3、 欠員 なし

## 地方自治法第 121 条による出席者

町 長（三枝邦彦）	副 町 長（宮原隆昌）
教 育 長（下地芳文）	
総 務 課 長（鳥井基史）	企 画 課 長（椎木 孝）
出納室兼税務課長（笹山恵子）	福 祉 課 長（奥村 忠）
健康増進課長（山本真由美）	住 民 環 境 課 長（中井俊博）
建 設 課 長（濱口浩司）	農 林 水 産 課 長（川本公義）
商工観光課長（宮原正行）	教 育 総 務 課 長（佐伯浩二）
生涯学習課長（須浪宏和）	水 道 課 長（石床勝則）
総務課副主幹（島原正喜）	総 務 課 係 長（山本詳司）

## 議会事務局職員

議会事務局長（木下公明）	書記（橋本麻代）
--------------	----------

## 議事日程 第 3 号

別紙のとおり

## 平成29年9月土庄町議会定例会議事日程（第3号）

平成29年9月28日（木曜日）午前9時30分 開議

- 第 1 付託議案について各常任委員会の審査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会）
- 第 2 議案第1号 平成29年度土庄町一般会計補正予算（第2号）
- 第 3 議案第2号 平成29年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 4 議案第3号 平成29年度土庄町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第4号 平成29年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第6号 土庄町辺地に係る総合整備計画の策定について
- 第 7 議案第7号 土庄町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第8号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第9号 土庄町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第10号 土庄町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第11号 土庄町総合会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第12号 工事請負契約の締結について（大谷ポンプ場機械設備）
- 第 13 議案第13号 工事請負契約の締結について（大谷ポンプ場電気設備）
- 第 14 議案第14号 工事請負契約の締結について（湊崎ポンプ場電気設備）
- 第 15 議案第15号 香川県広域水道企業団の設置について
- 第 16 議案第16号 小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び小豆地区広域行政事務組合同規約の一部変更について
- 第 17 議案第17号 小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について
- 第 18 議員の派遣について
- 第 19 閉会中の継続調査申出について

## 開議

○議長（井上正清君）

おはようございます。

ただ今の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。先ほど濱中幸三君から9月25日の会議における発言について土庄町会議規則第63条の規定により、お手元に配布しました発言取り消し申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

○議長（井上正清君）

お諮りいたします。これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、濱中幸三君からの発言取り消しの申出を許可することに決定しました。

## 付託議案について各常任委員会の審査結果報告

○議長（井上正清君）

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1、付託議案について各常任委員会の審査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長（井上正清君）

総務建設常任委員長 濱野良一君。

○総務建設常任委員長（濱野良一君）

おはようございます。

9月22日に本議会において当委員会に付託されました案件につきまして同日9月22日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について、順次、主な内容をご報告申し上げます。

企画課所管部分について、企画費は、豊島の産業廃棄物視察等で使用していた住民環境課のバスを譲り受け、そのバスの車検に伴う費用とふるさと納税の寄付増加に対応するための臨時職員の賃金であり、地域活性化支援事業費は、地域おこし協力隊員の活動に伴う節の組み換えを行うとのこと。

条例関係について、議案第7号、土庄町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事

院規則の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとする等の説明がありました。委員から、住民環境課から譲り受けた豊島のバスについて、今後も住民会議の視察対応は優先されるのかとの質問があり、視察の予約が入った際はその都度調整をすとの回答がありました。以上、企画課所管部分については全員異議なく承認いたしました。

総務課所管部分について、管財事務費は、6月から開催している庁舎建設検討審議会の委員報酬と費用弁償、施設等修繕費は、庁舎1階系統の空調室外機の圧縮機の修繕費、伐木等処分料は、地元鹿島自治会及び海水浴組合からの要望で、鹿島海水浴場のワシントンヤシ及びフェニックスが巨大化したことによる、伐木するための処分料、自治振興助成事業の自治会振興助成金は、平木自治会館の白蟻駆除と、田井いこいの家のトイレ改修の助成金、常備消防事務費は小型動力ポンプ付水槽車の購入に町債を充てるもので、非常備消防事務費の負担金補助及び交付金は、鹿島消防団の積載車購入助成金、消防団運営事業の備品購入費は、消防用器具購入費としてトランシーバー12台の購入費、災害対策事業は、災害時の備蓄物資について、平成30年度に目標量を達成する予定であったが、県市町会議での浜田県知事の要請もあり、今年度中に目標量を達成するため、備蓄物資を追加購入するもの。土庄町辺地に係る総合整備計画の策定については、従前の辺地計画が前年度で終了したので、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づき計画を策定するもので、辺地地域を定めるにあたり、町内全域が対象地域であるので、現在の28地域から旧小学校区単位（7地域）に整理している等の説明がありました。

総務課所管部分については、全委員異議なく承認いたしました。

税務課所管部分について、賦課徴収事業費の、備品購入費は、故障したシュレッダーの購入費用、償還金利子及び割引料は、固定資産税の還付金に不足を生じたため、増額補正である、との説明がありました。

税務課所管部分については、全委員異議なく承認いたしました。

農林水産課所管部分について、有害鳥獣被害防止対策事業は、ワイヤーメッシュ柵設置の助成と、新設の鳥獣害対策協議会に対する補助金であり、農業振興地域整備計画書策定事業の減額は、今年度は基礎調査業務費用のみとするもので、2か年の業務委託期間で行いたいとするもので、減額する額は、計画策定業務の費用として、30年度の債務負担行為として追加補正するとのことです。オリーブ牛研究事業は、地元牛が全国和牛能力共進会に出品するための費用を補助するもの。造林補助事業は、昨今の木材価格の低迷などの状況の中、森林整備事業を継続的に行っていくための、町の嵩上げ補助であり、大部財産区事業は、大部財産区が行う森林整備事業に対する町の嵩上げ補助、林道整備事業は、台風5号による林道修繕費、海底堆積ゴミ回収事業の減額は、国庫補助が

採択されなかったための減額、地魚販路拡大対策事業は、「小豆島 島鱧」のブランド化、PR 費用の事業費増額によるもので、農地災害復旧事業は、台風 5 号により被災した農地の災害査定設計書の委託料と、繰越事業の地元負担金の返還金、農業用施設災害復旧事業は、台風 5 号により被災した、ため池、農道の修繕費、漁港災害復旧事業は、台風 5 号による漂着したゴミの撤去費用である等の説明がありました。

委員から、島鱧の販売について質問があり、執行部から、出来るだけ地元で販路を拡大していく形と聞いている、との回答がありました。

また、農業振興地域整備計画書策定業務について、農地が荒廃してきて後継者不足の中、次の世代に残していける形というものを、次の整備計画の中でやってもらいたいとの意見がありました。執行部から、地元の意見を吸い上げて、計画に反映させていきたい、と回答がありました。

農林水産課所管部分については、全委員異議なく承認いたしました。

商工観光課所管部分について、観光事務費は、エンジェルロード公園の安全対策に要する費用と、現在町が整備しているフレトピア Wi-Fi のメンテナンス期間が終了したため、かがわ Wi-Fi に切り換えるもの、観光団体・イベント助成事業は、どでカボチャフェスティバルの負担金、レンタサイクル貸出事業は、豊島家浦港で貸出しているレンタサイクルのバッテリーが消耗したため、10 台分のバッテリーを買い換えるもの、地域資源活性化事業は、平成 26 年に東京都在住の個人から寄付いただいた、迷路のまちにある旧笠井武太夫邸の土地建物について、老朽化により建物の一部が崩落し、危険なため建物を解体するもの、観光交流事業は、大阪市浪速区とのふれあい都市調印 10 周年記念事業として年度当初から浪速区と協議を重ね、今後の事業内容に沿った予算の組替えである等の説明がありました。

次に議案第 10 号、土庄町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例については、改正法の公布及び施行により、法律の名前が変更され、条例で適用している法律の条ずれに対応するため、条例の一部を改正するとの説明がありました。

商工観光課所管の議案について、全委員異議なく承認いたしました。

建設課所管分について、一般会計部分の、道路橋りょう費は、町道 2 路線の施設修繕及び舗装修繕と、町道 2 路線の局部改良工事等、河川費は、水路の局部改良工事及び県営河川海岸整備事業の負担金、港湾費は、予算費目の組替え、住宅費は、公営住宅に係る修繕及び大部住宅建替事業に係る委託料等、公共土木施設災害復旧費は、台風等により被災した道路等の復旧費、港湾整備事業特別会計については、土庄港駐車場において障害者駐車場等の整備を行おうとす

るもの、議案第 9 号、土庄町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、公営住宅法施行令及び同法施行規則の改正に伴うものである等の説明がありました。

次に、議会の議決に付すべき契約の締結について、議案第 12 号で浜崎都市下水路事業大谷ポンプ場機械設備新設工事について、議案第 13 号で浜崎都市下水路事業大谷ポンプ場電気設備新設工事について、議案第 14 号で社会資本整備総合交付金事業浜崎ポンプ場電気設備改築工事について、それぞれ議決を求めたいとの説明がありました。

委員から、ポンプ場設置の必要性について質問があり、執行部からは、満潮時に高潮と大量の降雨という条件が重なると、強制的にポンプを使用しないと排水ができないとの説明がありました。

建設課所管の議案については、全委員異議なく承認いたしました。

水道課所管部分について、議案第 15 号、香川県広域水道企業団の設置について、将来にわたり安全で安心な水道水を安定的に供給できる体制を確立するためには、水道事業における経営の合理化及び業務の効率化を推進することが必要であるので香川県広域水道企業団を設立することについて協議をしたいとのことでした。

次に、議案第 16 号、小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び小豆地区広域行政事務組合同規約の一部変更については、香川県広域水道企業団の設立に伴い、小豆地区広域行政事務組合において共同処理している事務を同企業団が水道事業の経営を開始する日から共同処理を行うため、小豆地区広域行政事務組合同規約の一部を変更する必要があるとのことでした。

次に議案第 17 号、小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、香川県広域水道企業団の設立に伴い、小豆地区広域行政事務組合が所有する水道事業財産は全て、香川県広域水道企業団が水道事業の経営を開始する日から、同企業団に帰属させるため本案を提出するとのことでした。以上の水道課所管の議案について審議の結果、水道事業の民営化に繋がるとの異議が出たため採決をした結果、賛成多数において承認をいたしました。

以上、総務建設常任委員会へ付託されました案件について審査した結果についてのご報告を終わります。

○議長（井上正清君）

教育民生常任委員長 山崎勝義君。

○教育民生常任委員長（山崎勝義君）

議案第 1 号 平成 29 年度一般会計補正予算（第 2 号）の所管部分と議案第 2 号、第 4 号の特別会計補正予算、議案第 8 号、議案第 11 号の条例関係について、当委員会に付託されました。

この案件について、9月22日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について順次、主な内容をご報告申し上げます。

福祉課所管部分について、議案第2号、国民健康保険事業特別会計は、前年度の事業確定に伴う国庫等返還金の増額補正です。

次に、議案第4号、介護保険事業特別会計は、前年度の事業確定に伴う国庫等返還金と介護サービス事業所の事業変更に伴う納付金の増額補正です。

次に、議案第8号、土庄町介護保険条例の一部を改正する条例は、介護保険法の改正に伴う改正との説明がありました。

住民環境課、住民環境課所管部分について、社会保障・税番号制度システム整備事業では、住民票やマイナンバーカードに、旧氏を本名と併記させるためのシステム改修事業費用です。環境対策事業は、御影浄苑の条件事業として、小海自治会の防犯灯70箇所のLED化に伴う修繕費です。

塵芥処理事業は、衛生現場の職員退職に伴うシルバー派遣の経費と、小豆地区広域行政事務組合において、不燃ごみの中間処理施設整備にかかる基本構想の策定費用、本年4月から開始した小規模排出事業者制度により、使用するごみ袋が変更となったので、不要となったごみ袋を買い戻す経費です。

御影浄苑維持管理費は、し尿処理施設の機能保全にかかる精密機能検査の費用です。

教育集会所維持管理費については、家浦集会所の白蟻駆除のための経費です。

委員から、防犯等のLED化によるメリットについての問いに、電気料金が低減するとの回答がありました。

教育総務課、教育総務課所管部分について、保育所運営事業は、保育所システムの改修委託料となっており、非課税世帯の第2子無償化、保育士の処遇改善などの制度変更にとまなうものです。

瞳保育所建設事業は、豊島小中学校の敷地内に家浦自治会からの土地の寄付を受けて、園舎建て替えを行うための実施設計委託料です。

小学校維持管理費は、高橋孝さんが6月17日に行ったコンサートの売上げ金の寄付を受け、小学校の楽器修繕費に充てるものです。

中央学校給食センター維持管理費は、豊島学校給食センターを休止し、中央学校給食センターから配送するための費用を計上しており、食器、食缶の購入費や海上運搬料などです。

豊島学校給食センター運営事業は、中央学校給食センターからの配送にとまなない、臨時職員の賃金を減額するものです。

生涯学習課、生涯学習課所管部分について、公民館維持管理費は、放課後子ども教室で使用していたエアコン機器の中央公民館中会議室への移転、旧北浦公民館屋根修繕及び戸形公民館誘導灯取付けにかかる補正です。

図書館費では、香川県図書館協会補助金を活用したボランティア研修事業の実施及び小豆島ライオンズクラブの寄附金を図書購入費に充当するものです。

保健体育振興助成事業は、12月に開催されるバスケットボール男子プロリーグであるBリーグの公式戦について、土庄町・小豆島町の関係者を中心とする実行委員会の負担金です。

体育施設維持管理費は、Bリーグ公式戦開催にかかる経費のほか、体育施設の修繕費、及び管理費などが主な内容です。

また、条例議案について、土庄町総合会館のエントランスホールや駐車場を使用する際の使用料を新たに設定しようとするものです。

以上、教育民生常任委員会へ付託されました案件について審査した結果、全ての案件について原案のとおり可決すべきものと決しました。報告を終わります。

○議長（井上正清君）

これを持ちまして、各常任委員会の審査結果報告を終わります。

## 委員長報告に対する質疑

○議長（井上正清君）

これより各常任委員長より報告のありました件を議題といたします。

総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

○議長（井上正清君）

8番 濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

先ほど委員長から報告ありました企画課の部分で、豊島バスの利用の方法について臨時便と住民会議の視察要望の便とか調整のことなんですけれども。委員長報告ではその都度調整すると簡単に報告されたんですけれども。内容につきましては住民会の視察の予約が入っておればそれを優先するという事だったと思いますのでその確認をしたいと思います。

○議長（井上正清君）

3番 濱野良一君。

○3番（濱野良一君）

ただ今、濱中議員の質問に対してお答えさせていただきます。住民環境課から企画課が譲り受けたということで産廃の視察に優先するという事を明記はできませんが、実質運用するにあたりましては予約が数日前から予約が入るということで当然、予約が入って受けた時点でこちらのほうが運行されるという



ことをございますので予約を受けた時点でその都度適用するというふうなことで返答があったというふうに解釈いたしておりますので、運行上実際運行するときには予約を優先するというふうなかたちになるのではないかなというふうな報告であったというふうに思っております。

○議長（井上正清君）  
他にございませんか。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）  
ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（井上正清君）  
教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。  
質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）  
ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

## 討論、採決（議案第1号～議案第4号、議案第6号～議案第17号）

○議長（井上正清君）  
日程第2、議案第1号 平成29年度土庄町一般会計補正予算（第2号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

○議長（井上正清君）

7番 福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

議案書19頁、社会保障税番号補正システム整備事業について、マイナンバー制度は早期に廃止をすべき制度だと考えております。マイナンバー制度に伴う予算の歳入及び歳出に対し、反対をいたします。

○議長（井上正清君）  
賛成討論の発言を許します。

○議長（井上正清君）

9番 山崎勝義君。

○9番（山崎勝義君）

住民票やマイナンバーカードに旧氏を本名と併記させるための予算ですので

賛成いたします。

○議長（井上正清君）

ほかに討論ありませんか。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

ほかにないようでございますのでこれをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 1 号については反対がありますので起立によって採決いたします。

○議長（井上正清君）

本案を、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（井上正清君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第 3、議案第 2 号 平成 29 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 2 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第 4、議案第 3 号 平成 29 年度土庄町港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 3 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第 5、議案第 4 号 平成 29 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 4 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第 6、議案第 6 号 土庄町辺地に係る総合整備計画の策定について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 6 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第 7、議案第 7 号 土庄町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 7 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第 8、議案第 8 号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 8 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (井上正清君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (井上正清君)

日程第 9、議案第 9 号 土庄町営住宅管理条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (井上正清君)

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長 (井上正清君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 9 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (井上正清君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (井上正清君)

日程第 10、議案第 10 号 土庄町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (井上正清君)

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長 (井上正清君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 10 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (井上正清君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第 11、議案第 11 号 土庄町総合会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 11 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第12、議案第12号 工事請負契約の締結について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 12 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第13、議案第13号 工事請負契約の締結について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第13号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第14、議案第14号 工事請負契約の締結についてを討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第14号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第15、議案第15号 香川県広域水道企業団の設置について 討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

○議長（井上正清君）

7番 福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

議案15号、香川県広域水道企業団の設置に反対する反対討論を行います。

反対理由を3点述べます。第1に、住民の生命と生活に直接係る水道問題であるにも係らず、住民及び市町議会にも県広域水道事業体設立準備協議会から提

示されている広域水道についての情報が極端に限定されており、今後水道事業がどう変わるのか。様々な不安、疑問が蓄積されたまま、広域化が進められようとしている現状は、到底納得できるものではありません。

第2、水道事業の形態は市町ごとに異なる性質を持ち、現水道事業の事業者の自治体において、住民を基礎に民主的議論を経て意思決定されるべきものではありますが、少なくともわが町においてこうした議論、住民からの意見聴衆等は行われていません。

第3に、本日の土庄議会での議決より以前に、各自治体の首長による基本協定の締結が行われており、これは各自治体議会が無視、軽視したやり方であり、自治体の形骸化以外の何物でもございません。この3点において企業団設置に対し、反対をするものであります。

○議長（井上正清君）

賛成討論の発言を許します。

○議長（井上正清君）

3番 濱野良一君。

○3番（濱野良一君）

ただ今の水道広域化に関しましては、町よりも職員を県のほうに派遣し、その都度情報を得ております。また安定、安心して継続的に水道を供給するためには広域化というものを20年30年見据えたときには必要であるという立場から賛成をいたします。

○議長（井上正清君）

ほかに討論ありませんか。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

ほかにないようでございますのでこれをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第15号については反対がありますので起立によって採決いたします。

○議長（井上正清君）

本案を、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（井上正清君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）



日程第16、議案第16号 小豆地区広域行政事業組合の共同処理する事務の変更及び小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

○議長（井上正清君）

7番 福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

議案16号に対する反対討論を行います。議案15号の採決のときに述べた反対理由により反対をいたします。

○議長（井上正清君）

賛成討論の発言を許します。

○議長（井上正清君）

3番 濱野良一君。

○3番（濱野良一君）

この件に関しましては水道の広域化にとってはなくてはならないものであるという立場から賛成をいたします。

○議長（井上正清君）

ほかに討論ありませんか。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

ほかにないようでございますのでこれをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第16号については反対がありますので起立によって採決いたします。

○議長（井上正清君）

本案を、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（井上正清君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第17、議案第17号 小豆地区広域行政事業組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

○議長（井上正清君）

7番 福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

議案第 17 号に反対する討論を述べます。議案第 15 号の採決の際に述べた反対理由により反対をいたします。

○議長（井上正清君）

賛成討論の発言を許します。

○議長（井上正清君）

3 番 濱野良一君。

○3 番（濱野良一君）

この件に関しましても水道の広域化にとってはなくてはならないものであるという立場から賛成をいたします。

○議長（井上正清君）

ほかに討論ありませんか。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

ほかにないようでございますのでこれをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 17 号については反対がありますので起立によって採決いたします。

○議長（井上正清君）

本案を、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（井上正清君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 休憩

○議長（井上正清君）

暫時休憩いたします。なお、休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので委員会室にお集まりください。

休 憩 午前 10 時 07 分

再 開 午前 10 時 15 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

○議長（井上正清君）

再開いたします。

先ほど議会運営委員会を開催し、今後の議会運営等についてご協議をお願いしました。その結果につきまして委員長からご報告をお願いします。

## 議会運営委員会委員長報告

○議長（井上正清君）

議会運営委員長 川本貴也君。

○議会運営委員長（川本貴也君）

議会運営委員会からご報告申し上げます。本委員会は先ほど委員会室におきまして議会運営等について審議いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。先ほど町長より議案第18号平成29年度土庄町一般会計補正予算（第3号）が提出されました。本日これからの会議の進め方でございますが、これを追加第1、議案第18号として日程に追加し、ただちに議題とし、追加議案の内容から判断して全体会議で質疑討論採決をお願いする予定にしております。

以上、議会運営委員会からのご報告とさせていただきます。

○議長（井上正清君）

ただ今、議会運営委員長より報告のあったとおりでございます。運営等につきましてはスムーズに審議ができますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

## 議事日程 第3号追加1

別紙のとおり

平成29年9月土庄町議会定例会議事日程（第3号追加1）

平成29年9月28日（木曜日）午前9時30分 開議

追加第1 議案第18号 平成29年度土庄町一般会計補正予算（第3号）

## 議案の上程、提案理由の説明（議案第 18 号）

○議長（井上正清君）

お諮りいたします。この際、平成29年度土庄町一般会計補正予算（第3号）を追加第1、議案第18号として日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。よって平成29年度土庄町一般会計補正予算（第3号）を日程に追加し、議題とすることに決しました。

○議長（井上正清君）

日程追加第1、議案第18号、平成29年度土庄町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を認めます。

○議長（井上正清君）

総務課長 鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

それでは本定例会に、追加提案いたしました議案につきまして説明をさせていただきます。追加議案書の1頁をお開きください。議案第18号、平成29年度土庄町一般会計補正予算（第3号）でございます。第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては歳出の際にご説明申し上げます。

歳出としまして8頁9頁をお願いします。

2款総務費4項選挙費5目衆議院議員選挙費は10月22日に予定されております衆議院議員総選挙に必要な執行経費でございます。投開票の報酬、執行事務に関する職員手当と賃金、旅費、需用費、通信運搬費、委託料、使用料、備品購入費となっております。財源につきましては全額県委託金になります。以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は1508万2千円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと78億6757万4千円となります。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（井上正清君）

これをもちまして提案理由の説明を終わります。

## 提案理由に対する質疑（議案第 18 号）

○議長（井上正清君）

ただ今、説明がありました議案第18号平成29年度土庄町一般会計補正予算

(第3号) について、質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

(発言者なし)

○議長 (井上正清君)

ないようでございますので議案第18号についての質疑はこれをもって、終了いたします。

○議長 (井上正清君)

議案第18号、平成29年度土庄町一般会計補正予算(第3号)について、討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (井上正清君)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長 (井上正清君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第18号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (井上正清君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 議員の派遣

○議長 (井上正清君)

日程第18、議員の派遣についてを議題といたします。

本定例会閉会中に、議員の派遣についての申出書が提出されております。

詳細については、印刷配布のとおりであります。

議員の派遣については、土庄町議会会議規則第126条の規定により議会の議決を経ることになっております。

お諮りいたします。お手元に配布いたしておりますとおり議員を派遣することについてご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (井上正清君)

ご異議なしと認めます。

よって、申し出書のとおり議員を派遣することに決しました。

## 閉会中の継続調査申出

○議長（井上正清君）

日程第 19、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

土庄町議会会議規則第 74 条の規定により、各委員会の委員長から、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しました。

## 閉会

○議長（井上正清君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて平成 29 年 9 月土庄町議会定例会を閉会いたします。誠にお疲れ様でございました。

閉 会 午前 10 時 21 分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長（井上正清）

同議員（山崎勝義）

同議員（川本貴也）